



2012年税務監査項目の中 外資企業として注意すべき要点

一昨年は各地で賃金紛争が多発しましたが、当事者も学習効果もあり比較的穩便に推移しており、何よりと感じております。

労働紛争を事務所もかなり取り扱っていますが、ふと日本でも労働紛争を多数経験した事を思い出します。ただ、当時の日本での労働紛争と現在の中国での労働紛争は性格がかなり違うと感じています。日本でも当然賃金に絡む紛争がありましたが、思想・信条・出自、性差に起因し「差別的取扱い」「不当配置転換」「不当解雇」を絡めた紛争であったので、現在の中国とはかなり状況が異なると思います。中国の場合、正に「金銭」主体と生活に直結する感じです。日本での労働紛争の場合「地方労働委員会」「中央労働委員会」で解決できない場合、裁判となり「仮処分」「本訴」となり長期化することも稀ではありありません。そして長い場合、20年以上となると「仮に20歳代」で紛争の当事者となると40歳以上となり、最終的に和解することになったとしても大事な青春期間をこれに費やすことになり、何か虚しさが漂います。中国における労働紛争は現在のところ1、2年でほぼ勝ち負けは別として終了するので気分的には楽な感じがいたします。

今期は注目を集めています税金問題を取り上げましたのでご参照下さい。



(豫園近くの公園)

中国の税務法律が完備されるに伴い、税務面での法執行度も強化されつつあり、国家税務総局は毎年、実際の場合に基づき当年度の税務監査政策を制定するが、それらの中で外資企業も監査重点対象のひとつとなっている。これについて、外資企業としても自身の利益維持という点から、重要視しないわけにはいかない。

本稿では、2012年の税務監査項目のうち、外資企業が注意すべき要点について分析し、多くの企業様に参考として頂きたいと思っています。

1. 持分譲渡の登記手続きは納税義務発生判断基準のひとつ

税務という点では、持分譲渡収入の査定は工商登記変更手続き完了時期で決まる。つまり、譲受人が実際には対価を支払っていないとしても、工商登記変更手続き完了をもって、当該持分の譲渡が有効となり、当年度内に税金を納めなければならない。

2. 非居住者企業二社間の中国国内居住者企業の持分譲渡に関する所得税納付が注目

非居住者企業が中国国内企業の持分を譲渡するとき、中国で10%の源泉所得税を納めなければならない。居住者企業は納税証明書を得た後で対外送金手続きを行うことができるため、当該源泉所得税は通常、適時納付する必要がある。しかし、非居住者企業二社間の中国国内企業の持分譲渡は、税務法という観点では、中国国内で納税するべきであるが、取引双方が海外であるため、納税義務を履行しないことが多く、国としては税収が流失することになる。このため、税務局はこの種の持分譲渡取引への監査を強化し、税金の追納を要求する。

3. 外資生産型企業の「両免三減半」税収優遇への監査強化

同問題について、税務局は外資生産型企業の持分変更により注意を払い、そのうち外資比例が登録資本の25%を超えていないか否かを監査し、25%未満或いは内資企業に変更済みの場合は、過去年度の「三免三減半」の税収優遇政策を享受しているか否かを審査し、且つ実際の状況に基づき、優遇措置分を回収する。

4. 金融業界の非居住者企業への監査強化

これは今後一定時期における重点となる。非居住者企業の特徴から重点的に監査される企業は少ないものの、税金額は巨額であり、特に持分取引の税収問題は更に監査の重点となる。

5. 輸出税還付を受ける外資企業が監査の重点に

「ダヴィンチ家具税金還付詐欺事件」が暴露されたことで、税務局は輸出税還付を受ける外資企業への監査を強化している。監査の重点は、真実の製品原産地/輸出地/輸入地である。特に保税物流園区を利用して形式上で「輸出」を行い、その後再び「輸入」という行為に対して、税務監督管理の角度から規制を行う。

6. 輸出入業務での特定製品への監査強化

体積が小さい、中国内で加工しやすい、輸出入量が多いなどの理由で、以下の製品は輸出入業務において輸出税還付詐欺の対象となりやすく、税務局は特に注意を払っている。

- 1) 各種電池
- 2) 電気回路パネル
- 3) CPU
- 4) 集積回路の部品
- 5) ブルートゥースのヘッドホン

税務局の上述製品への監査は税関の密輸監査と共同実施されることが多いため、注意が必要である。

当所の経験では、各地の税務局は税務総局の要求に基づき、現地の実情に照らし、現地外資企業に対して、1-2項の専門監査項目を設定し、検査、面談を通じて監査を実施する。従って、地元の税務局の監査原則を把握することが非常に大事なことである。



ご質問又はご相談がございましたら、下記担当者まで気軽にお問い合わせください。

弁護士 王 穩 (wangwen@jhlflaw.com)

電話: +86-21-6876-7600

この法律情報は国際商務、企業、法律業界人士のコンサルティング参考だけに使用するものであり、この情報を正式な法律意見と見なさないでください。当所はこの情報内容に対して一切の法律責任を負いません。専門の弁護士と相談、確認し、慎重に対応して下さい。いかなる疑問或いは専門問題の相談を必要とする場合は、当事務所へご連絡下さい。ご相談をお待ちしております。

2012 年税务监查项目中, 外资企业应关注的要点

随着中国税务法律的不断完善, 税务执法力度的不断加强, 国家税务总局每年都会根据实际情况制定当年的税务监查政策, 其中外资企业也是其监查的重点对象之一。为此, 外资企业为了自身的利益将不得不对此予以充分的重视。

本期, 我们就 2012 年税务监查项目中, 外资企业应关注的要点进行分析, 以供广大公司参考。

7. 股权转让的登记手续将被作为纳税义务发生的判断标准之一

从税务的角度, 核定股权转让收入是以工商变更登记手续完成的时间为准。即, 即使受让方可能还未实际支付对价, 但只要办理完成工商变更登记手续, 就视为该股权转让已生效, 就应在当年内完税。

8. 两个非居民企业之间就中国境内居民企业的股权而实施的转让交易, 其所得税的缴纳将被持续关注

非居民转让中国境内的居民企业的股权, 应在中国缴纳 10% 的预提所得税。由于居民企业应在取得完税凭证后方可办理对外付汇手续, 因此, 该预提所得税一般都会及时缴纳。但是, 两个非居民企业转让中国境内企业的股权问题, 从税法角度, 该转让应在中国境内缴税, 但由于交易双方都在境外, 往往不履行该缴纳义务, 由此造成国家税收流失。因此, 税务局将会加强对此类股权转让交易的监查, 并会要求补税。

9. 外资生产性公司“两免三减半”税收优惠将被加强监查

关于该问题, 税务局会更关注外资生产性公司的股权变更情况, 监查其中的外资比例是否超过总注册资本的 25%, 如果低于 25% 或已变更为内资企业的, 则通过检查以前年度的“两免三减半”税收优惠政策是否享受, 并根据实际情况予以追回。

10. 对金融行业非居民企业将加强监查

这是今后一个时期的重点, 因为非居民企业的特点, 被重点监查的企业虽然很少, 但涉及的税款金额巨大, 特别是股权交易的税收问题, 更是被监查的重点。

11. 出口退税外资企业将成为监查的重点企业

随着对“达芬奇家具骗税案件”的曝光, 税务局对于出口退税外资企业的监查不断加强。其监查的重点是: 真实的产品原产地/出口地/进口地。特别是, 对于利用保税物流园区进行形式上的“出口”, 然后再“进口”的行为, 将从税务监管的角度进行限制。

12. 对于进出口业务中的特定产品, 加强监查

由于存在体积小、国内较容易实现加工、进出口数量多等原因，以下产品往往容易成为进出口业务中出口骗税的对象，为此，税务局将特别予以关注：

- 6) 各类电池
- 7) 电路板
- 8) CPU
- 9) 集成电路元器件
- 10) 蓝牙耳机

请注意，税务局上述产品的监查还往往会配合海关缉私局共同实施。

根据我们的经验，各地税务局会根据税务总局的要求，结合本地区的实际情况，针对本地区的外资企业设定 1—2 项专门的监查项目，并通过检查、约谈的方式实施监查。所以，掌握当地税务局的监查原则是很重要的。

